

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（農林中央金庫におけるバンкиング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置）

第二条 農林中央金庫は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前においても、この告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農中告示」という。）第十一条の十四又は第二十二条の十四の規定の例により、バンкиング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、適用日において第十一条の十四又は第二十二条の十四の規定によりされたものとみなす。

（農林中央金庫における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出に関する経過措置）

第三条 前条の規定は、標準的方式（新農中告示第一条第十二号の四に規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディングに関する届出を行う農林中央金庫について準用する。この場合において、前条中「第十四条の十四又は第二十二条の十四」とあるのは「第二百四十八条の七」と、「バンкиング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承認申請に関する経過措置）

第四条 農林中央金庫は、適用日前においても、新農中告示第二百四十八条の四の規定の例により、内部モデル方式（新農中告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに関する承認の申請をすることができる。

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、適用日前においても、農林中央金庫が前項に

定めるところにより承認の申請を行つた場合には、新農中告示第二百四十八条の五の規定の例により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認は、適用日において新農中告示第二百四十八条の五の規定によりされたものとみなす。

（農林中央金庫における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする農林中央金庫について準用する。この場合において、同条第一項中「新農中告示第二百四十八条の四」とあるのは「新農中告示第二百四十九条の二」と、「内部モデル方式に係るトレーディング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」と、同条第二項中「第二百四十八条の五」とあるのは「第二百四十九条の三」と読み替えるものとする。（農林中央金庫における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に係る経過措置）

第六条 内部モデル方式採用金庫（新農中告示第一条第十二条の三に規定する内部

モデル方式採用金庫をいう。）は、新農中告示第二百五十二条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト（新農中告示第一条第八十五号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。